

第2子以降の保育料無償化開始！

長崎市では 令和6年4月から

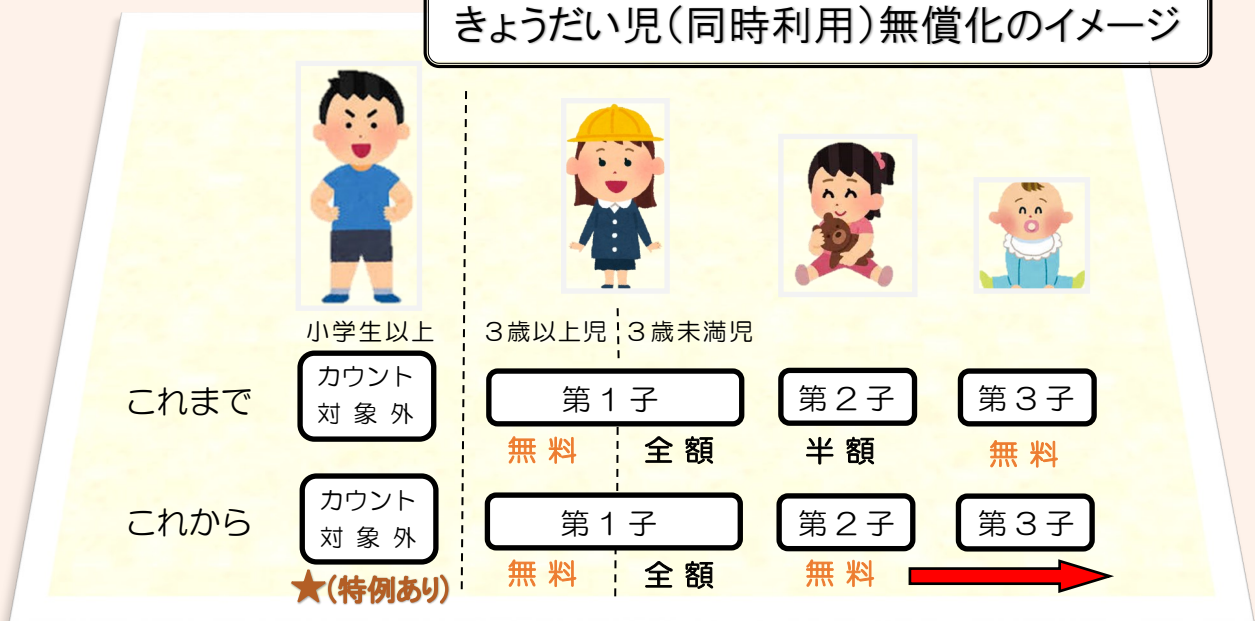


同一世帯で、保育所等を同時に利用する第2子以降（0～2歳児）の保育料が無料となります！！

- 対象となる方 保育を必要とする第2子以降の子ども
※ 長崎市民に限ります

第2子以降とは、小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園などを同時に利用する最年長の子どもから数えて2番目以降の子どものことをいいます。

きょうだい児(同時利用)無償化のイメージ



★ 市民税所得割97,000円未満の世帯は、同一世帯の最年長の子ども(概ね18歳(特例)まで)から数えて2番目以降の子どものことをいいます。

○ 対象となる施設等

- ・認可保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業所
- ・認可外保育施設 ・企業主導型保育施設 ・事業所内保育事業所 ・居宅訪問型保育事業


○ 必要な手続き

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業の各施設に入園されている子どもは、原則、手続きは不要です。これ以外の施設等をご利用になられている子どもは、一旦、施設に保育料をお支払いのうえ、長崎市にご請求いただく償還払いとなります。

※ 詳しくは、裏面をご覧ください。

○対象施設ごとの内容と手続き

※ご利用の施設によって、無償化の内容や申請手続きが異なりますので、よくご確認ください。

	対象施設・利用形態	無償化の内容 (※1)	手続き 
分類1	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所 認定こども園 小規模保育事業所 	第2子以降の子ども（0～2歳児）が左記施設等を利用する場合の保育料が無償化されます	(※2) 原則、手続きは不要です
分類2	(※3) <ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設 企業主導型保育施設 事業所内保育事業所 居宅訪問型保育事業 	保育を必要とする第2子以降の子ども（0～2歳児）が左記施設等を利用する場合の保育料が無償化されます。 ※月額29,000円を上限（長崎市が認定する保育時間によっては、上限が26,100円になる場合があります）	無償化となる保育料は償還払いの請求手続きが必要です 【償還払いに必要な書類】 (1) 保育料の無償化請求書 ➤ 保護者が記入 (2) 提供証明書兼領収書 ➤ 施設が記入 (3) 保育の必要性を確認できる書類 ➤ 保育を要する理由により記入者が異なります ・ (1)～(3)はホームページに様式を掲載しています ・ (3)は年度で初めての請求時に提出してください

※1 住民税非課税世帯の子どもは、すでに国の制度における保育料無償化の対象となっています。

※2 第1子が認可外保育施設などに入所している場合や療養などの関係で別居している場合は、長崎市では、保育施設等を利用する子どもが『第2子』であることを把握できませんので、別途、償還払いの手続きが必要です。

※3 長崎市のホームページに、第2子以降の保育料が無償となる施設等の一覧を掲載しています。

※4 分類1の施設を利用の上、分類2の施設を併用利用する場合、分類2の保育料は無償化の対象外となります。

※5 第2子以降の子どもが認可外保育施設などを利用している場合は、一旦、保育料を施設にお支払いのうえ、長崎市(幼児課)に、保育料無償化に係る請求を行ってください。ご請求後に、指定口座への振り込みとなります。

お問い合わせ・申請手続きは・・・

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号
長崎市こども部幼児課

FAX: 095-829-1143

E-mail: yoji@city.nagasaki.lg.jp

詳しくは・・・

第2子以降の無償化
に関すること

子育て応援情報
サイト「イーカオ」

